

2020年4月9日

会員の皆様へ

スイミングスクールビッグ・エス鶴見

新型コロナウイルス感染予防対策について
臨時休業に伴う会費対応についてのお知らせ（重要）

平素より格別のお引き立てをいただきまして、厚く御礼申し上げます。

2020年4月7日(火)に発令された緊急事態宣言により、下記の通り4月8日(水)～5月6日(水)までを臨時休業することに決定いたしました。

臨時休業に伴う、会費の対応について下記の通りとすることにいたしましたのでご確認ください。
会員の皆様に大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

【休業期間】

2020年4月8日(水)～2020年5月6日(水)

※今後の状況により、期間が変更となる場合もございます。

【会費等の対応について】

○ジュニアスクール会員・ベビー会員・成人スクール会員

4月分の会費については、5月分の会費に充当し、新料金の差額分を6月分の会費に合算して引落し(5月28日)させていただきます。

※4月28日の引落しはございません。

年会費の有効期限を1ヵ月延長いたします。

※3月分月会費未納の方は、5月営業開始後にフロントまでお願いいたします。

○ジュニアスクール会員・ベビースクール会員4月末退会手続きの方

4月分の会費については、返金致します。

○ジュニアスクール会員・ベビースクール会員4月休会者の方

休会費(2,200円)を頂いている方は5月会費に充当し新料金の差額分を6月分の会費に合算して引落し(5月28日)させていただきます。

長期休会者の方は、休会あけの月会費に充当し、新料金の差額分を合算して引落しさせていただきます。

※返金については、5/11(月)以降、フロントにて返金いたします。

以上